

件名	愛媛県公立学校情報機器整備基金条例
主管課	教育総務課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】 国の公立学校情報機器整備事業費補助金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置 公立学校における情報機器の整備を図るために要する経費の財源に充てるため、公立学校情報機器整備基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 基金事業の内容 公立学校の情報機器（児童生徒1人1台端末及び入出力支援装置）の整備事業（実施主体 県、市町）</p> <p>2 事業実施期間 令和6～10年度（5年間）</p> <p>3 基金への積立額 令和5年度 836,269千円</p> <p>4 基金の残額の処分 基金は令和11年3月31日限りで廃止し、残高があるときは国庫に納付する。</p>	